

## 仙台市議会

# 政務調査費で住民訴訟



仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長  
弁護士 佐川房子

今回仙台市民オンブズマンは、仙台市議会の各会派が平成12年度の仙台市行政調査費（以下調査費という）のなかの活動費を目的外に使用しているとして、各会派に対し合計、1億3000万円の不当利得返還請求の住民訴訟と、調査費の監査請求を不当に却下した監査委員らに対し、精神的苦痛による損害賠償請求の訴訟を提起しました。その理由は次の通りです。

平成13年7月、オンブズマンは仙台市議会各会派に交付される調査費に関して、目的外に使用されているのではないかと監査請求を行いました。ところが監査委員は、目的外に使用されている具体的な事実を示さないで推測ないし疑念を述べているに過ぎないとして請求を却下したのです。

この調査費が一体どのように使われているか、その公開を求めてオンブズマンは平成8年6月頃からさまざまな運動を展開してきました。同年7月には文書を開示しなかった市長を相手に非開示処分取消の訴えを提起し、平成9年8月はじめて「市行政調査費取支決算報告書」が開示されたのです。ところがこの報告書は収入の部4項目、支出の部10項目それぞれ金額が記載されているだけの、極めて形式的なものでした。しかもそれらの支出が本当に為されたのか裏付ける証拠は何もついてないのです。

この時から、オンブズマンの、調査費の実態を透明でかつ私たち市民が検証可能なものとするための模索が始まりました。

平成10年3月市議会は「市議会各会派に対する市行政調査費経理要綱」の改正をしました。この「経理要綱」とは何でしょうか。周知のごとく行政調査費は市政の発展に資するために各会派が調査・研究するための経費として交付される補助金です。ですから調査研究の目的外に支出することはできません。そこで「市行政調査費経理要綱」や市議会各会派に対する「市行政調査費交付規則」などを定めて、そのなかで補助金としての行政調査費が目的外に使われないようにしているのです。

**オンブズマン**

No.15 / 2001年12月14日(金)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267  
<http://www.hiplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm>  
e-mail:s-ombuds@zeus.netspace.or.jp

この改正により、議長の検査権限を強化するなど目的外使用をチェックするための一定の前進はありました。そこでオンブズマンは平成11年1月21日証拠書類もしくは費目ごとの詳細な収支報告書の議長への提出を義務づけるように「経理要綱」の改正を議長に申し入れるなど、その透明性への道に意見を述べるなどしてきました。一方平成13年3月仙台市は地方自治法の改正にもとづき「仙台市政調査費の交付に関する条例施行規則」「仙台市政調査費の交付に関する要綱」を定めて4月10日から実施していますが、目的外支出を監査する体制および支出の透明性の確保の点で従来の規則、要綱と殆ど変わりません。

今回の裁判で目的としたのは政務調査費が真に市政の発展のために使用されることとその透明性を確保することにあります。調査費は各会派の議員一人当たり毎月38万円支出され、その年間予算は約2億9200万円となっていますが、前述のように補助金ですから公益性がないと支出できません。そしてその公益性を担保するためには目的外に使用されるなど違法、不当な支出に対する議会内部の自己監査体制が整っていなければなりません。経理要綱には一応の規定はありますが、経理帳簿や領収証等は会派のもとに置かれ、議長への提出義務がないので議長の適正な権限行使は不可能ですし、情報公開の対象にもなりません。今回裁判で問題になっている活動費について「経理要綱」では会派が行う、市政に関する調査・研究に要する旅費その他の経費に支出できるとなっていますが、「その他の経費」に何が含まれるかも一つの争点となっています。会派によっては公聴

活動にかかる経費とか事務所設置の経費等にも支出できると主張しています。しかし平成10年4月に定められた使途によると活動費については、例として旅費、燃料費（ガソリン代等）、食糧費的経費（茶菓子代等）、タクシー代、参考図書費、通信費、コピーディスプレイ等と明記しています。やはり各会派はなぜ実際に出張した日数及び人員に比較して旅費等の金額が異常に高額になっているのか、合計約1億3000万円にも及ぶ大金が活動費としてどのように使用されたか明らかにすべきです。

次にオンブズマンは前述のように監査委員に対して損害賠償の訴えを出しました。仙台市の予算が果たして適正に使われているかどうかについて、その中身の審査に入ろうともせずに、住民監査請求を入口の所で却下してしまう仙台市の監査委員の姿勢を是正するためです。前述のようにオンブズマンの検討によると調査費の支出があまりにも少さんであることが判明しました。そこで「経理要綱」等の規定をきちんと守った使い方がなされているかどうかをはつきりさせるために監査請求に及んだのですが、監査委員は「監査請求の特定性を欠く」として門前払いしたのです。しかし開示された資料から特定できることはすべて記載してあるのです。監査の専門家でもない市民が、それ以上特定する事は無理ですし、不必要だと思います。これを特定性に欠けると却下した監査委員は監査制度の存在意義を否定していると言わざるを得ないのでしょうか。

この2件の訴訟は、第1回目の弁論を終わったところです。次回は平成14年1月21日の午前10時となっていますので多くの皆様に関心を持っていただき法廷を傍聴されるようお願い致します。

## 犯罪捜査報償費提訴

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

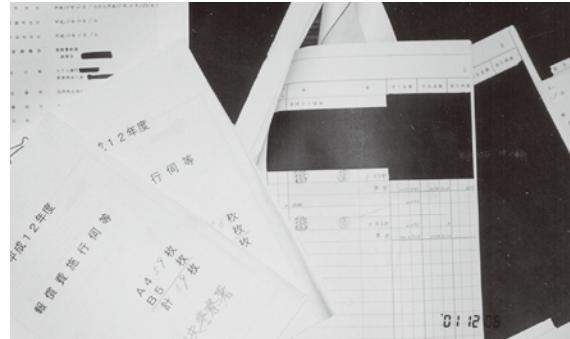
犯罪捜査報償費とは、いわゆるタレ込みや情報提供者に対する謝礼である。これが警察の裏金の原資となっていることは、夙に指摘されていると

ころである。仙台市民オンブズマンは、それを情報公開によって詳細に裏付け、9月27日、県警本部の報償費の支出命令者である会計課長等を被告として住民訴訟を提起した。警察については、これ以外に旅費と食糧費の住民訴訟も提起してい

るが、3つの住民訴訟で最後に残った情報公開の闇に巣くう腐敗菌を一掃するつもりである。

この住民訴訟の特徴の1つは、宮城県の監査委員を被告にすえたことである。国については会計検査院、地方については監査委員の怠慢が、裏金づくりの土壌になっているからである。12月4日付の朝日新聞の社説は、機密費事件などに切り込めなかった会計検査院の体たらくについて、「検査院の独自の事実解明がない」「外務省の乱脈を見抜けなかったことの責任の自覚や改善に対する真剣な姿勢が見られない」と厳しく批判しているが、監査委員も同様である。なかんずく警察に対しては、宮城県の監査委員は上辺をなでたような、あたりさわりのない監査を毎年繰り返し、「情報提供者が本当に謝礼をもらっているのか」という突っ込んだ監査は一度もやったことがない。これではどうぞ裏金を作つて下さいと勧めているようなものである。

さて、被告達が私達が情報公開によって分析した不自然な支出（不自然な使い切り、不自然な単価のバラツキ、犯罪統計との無関連、入金日の全額払い戻し）について、どのように認否してくるのか楽しみにしていたところ、轡を並べたように、実体の審理に入ることを拒否し、訴の却下を求めてきた。理由は、監査請求の請求が特定されていないので適法な監査を経ていないという、宮城県の監査委員が私達の住民監査請求を却下したのと同じである。この裁判は、ある警察署のある刑事が、分配された犯罪捜査報償費をたまたま懐に入れてしまったという偶発的な違法行為を対象とし



たものではない。各課、各警察署に分配したその瞬間に裏金にまわされているという、警察の組織をあげての違法行為を対象としている。従つて、個々の支出を一つ一つ取り上げずとも、平成12年度の犯罪捜査報償費のすべてが裏金にまわっているということで、特定は十分である。現に、平成7年2月3日の石巻土木事務所のカラ出張の監査請求については、一つ一つの出張の特定を求めるこなく請求を受理し、見事にカラ出張を暴き出したのである。そこで、先日行われた第一回の期日に私達は、「いったいどこまで特定しろというのか、その程度をはっきりしてほしい」「本件とまったく同じスタイルの石巻土木事務所の監査請求を受理して、本件を却下した理由は何か」の2点について明らかにすることを求めた。実体審理に入れれば、裏金がバレることが目に見えているので、被告は今後も必死になって窓口の段階で食い止めるべく、防波堤を築いてくるに違いない。昨今の警察の不祥事の根源は、この不正経理にある。一線の警察官が誇りを持って仕事にはげむことができる日をめざし、私達は今後も総力をあげて、この官壁を衝くべく努力するつもりである。

## 情報公開法が威力を發揮 渡切費・調査活動費の不正支出疑惑

仙台市民オンブズマン 事務局長 庫山恒輔

情報公開法が早くもその威力を發揮しだしている。その1つは、特定郵便局の渡切費をめぐる問題だ。仙台市民オンブズマンが仙台市内6郵便局の渡切費の情報公開請求を行い、支出内容の問題点をはじめて世間に明らかにして以来、マスコミ

等での請求や取材も繰り広げられ、不正支出問題が大きな広がりを持つものとなってきている。特に、特推連（特定郵便局長業務推進連絡会）の役員局に支給される特別枠の渡切費での不正支出疑惑が続々と明らかになっている。物品購入の相手業者に領収書を偽造させ、差額を全特（全国特定郵便局長会）の資金として上納させている、物品



購入の相手業者の住所が特定郵便局長の身内の住所と同じであった、等々。これらは、仙台市民オンブズマンがつとに指摘してきたように、局長の裁量でいかようにも使えるという、渡切費という費目の持つ特異さに起因している。その根を絶つような抜本的改革がなさるよう一層の看視が重要なとなっている。(渡切費は、在外公館にも支給さ

れているが、オンブズマンは、9月14日午後ホノルル総領事館での現地調査を行った)。

もう1つは、検察庁の調査活動費による裏金づくりである。オンブズマンは、平成11年4月になされた裏金づくりについての内部告発を裏づけるデータ入手するために、内部告発以前と以後の3ヶ年度分の全国すべての検察庁の調査活動費を情報公開を使って調査した。その結果平成10年度5億5千万円であった総額が、11年度3億2千万円、12年度2億2千万円と激減しており、その傾向は、個々の検察庁も同様であった。このデータは、10年度以前の大がかりな裏金づくりを自白しているようなものだ。オンブズマンは、これらのデータを基にマスコミとも協力して、検察庁の裏金づくりを鋭く追及し続ける方針である。

## 官製談合住民監査請求

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

平成13年11月19日、官製談合につき住民監査請求を行った。大沼謙一宮城県議(11月6日辞職)らの設計価格の漏洩の背後には、指名業者間の談合が存在する。「丹勝」に落札させるとの指名業者間談合が存在し、そのうえで「丹勝」が確実に、しかも設計価格ギリギリの高値で落札できるようにするために、設計価格の漏洩が行われた。従って、宮城県は、談合に加わった全ての指名業者と、大沼県議ら逮捕者(書類送検された職員を含む)らの違法行為によって、公正な入札が行われた場合の落札価格との差額に相当する損害を被ったことになる。このような理由で住民監査請求に至つたのであるが、この問題については、周知のよう

に、現在、県議会において、官製談合の特別調査の結果の公表、とりわけ報告書に記載されている県議の名前の公表の是非を巡る議論がなされている。しかし、絶対に談合のできないシステムを作り上げる方策こそが議論の対象であるべきである。談合さえなくなれば、このような設計価格の漏洩は起こる余地はないからである。宮城県は先進的な入札制度を導入したが、それがどの程度効果を上げているのか、十分な効果を上げていないとすれば、何が障害になっているのか、その障害を取り除くための方策としてどのようなことが考えられるか、を議論するべきであり、今回の監査請求はそのことの重要性を指摘するために提起されたものである。

## 県警食糧費情報公開訴訟控訴審判決

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 斎藤 拓生

県警本部総務室食糧費の受取人情報(飲食店名)

の非開示の取消しを求めていた県警食糧費情報公開訴訟控訴審の判決が平成13年6月28日に言い渡されました。仙台高裁は、オンブズマン側の主

張を全面的に認め、浅野知事に対し、受取人情報（飲食店名）の開示を命じました。浅野知事は、最高裁への上告を断念し、控訴審判決は確定しました。

控訴審判決は、「本件全資料を検討しても、これを裏付けるべき的確な資料はない。すなわち、単に警察に弁当等を納入しているからといって、納入業者が嫌がらせを受ける可能性があるとはにわかに考えることができない。なるほど、特定の業者のみから弁当等を購入する場合には、被控訴人が危惧するようなおそれ（例えば、捜査を妨害しようとする者が弁当等に毒物などを混入させるおそれ）が考えられないではない。しかし、仮にそのようなおそれがあるというのであれば、適宜、納入業者を変えるなどの措置によって対応することも考えられるであろう。また、被控訴人は、受取人情報が開示されると、警察に弁当等を納入する業者がいなくなるかのようにも主張するが、過ぎたる懸念というべきであろう。」「被控訴人は外部の飲食店の受取人情報が開示されることにより上記のようなおそれが生ずると主張するが、被控



訴人が主張するような事態の発生を予想させるような事例の存在など、それが単なる危惧にとどまらないことを裏付けるべき資料はない。のみならず、被控訴人の主張によっては、上記のような協議・情報収集の場所が飲食店でなければならない理由を十分に理解することができず、仮にそのようなおそれがあるというのであれば、警察本部の庁舎内を含め、そのようなおそれが生じない場所で協議等を行うことも容易というべきであろう。」との判断を示しました。市民感覚にマッチした、極めて常識的な判断であるといえます。今回の控訴審判決は、警察情報の公開の前進に向けての確実な一步となるものです。

## 石巻ルネッサンス館問題

仙台市民オンブズマン  
事務局長 庫山 恒輔

石巻市に、「石巻トゥモロービジネスタウン」と称する、地域振興整備公団が造成した企業団地がある（19.2ha）。産業業務施設の集積をねらつたものだが、今日の経済情勢のもとで、思うように集積は進んでいない（現在のところ、売れたのは36区画中数区画とか）。企業は来ないので、その業務を支援する中核施設として、石巻ルネッサンス館が建設され、オープンした。建設したのは、（株）石巻産業創造。この会社は、公團・宮城県・石巻市が中心となってつくった第3セクター。

第3セクターの経営がどこでもうまくいっていないご時勢に、こんな建物をつくって一体やっていけるのか。地元石巻では、多くの市民から疑問の声がまきおこっている。石巻市は、補助金を出

したり、市の事務所の一部として借上げたりで何とかやりくりをつけようとしているが、市民は、3セクの尻ぬぐいのため税金を投入するのは許せないと、「ルネッサンス館を考える市民会議」結成し、公金投入反対運動に立ち上った。

その集会に招かれたことを機に、オンブズマンとしても調査に乗り出した。県も出資者の1人なので、県に対して3セクに関する情報公開請求を行った。出てきた資料を見てビックリ。ルネッサンス館は、事業コンペと称する審査で三菱地所・五洋建設グループが当選し、設計・建設を請け負ったものだが、出来レースのにおいがフンフンとする代物だ。オンブズマンは「市民会議」のメンバーが取り組む公金支出差止の運動を強力に支援することを確認している。

## 第6回情報公開度ランキング調査

仙台市民オンブズマン  
事務局長 庫山 恒輔

情報公開度ランキング調査のための情報公開請求が、11月16日に行われた。請求対象となったのは、次の4文書。①首長交際費（知事・仙台市長）。②議会の宿泊つき国内外視察関係文書（県議会・仙台市議会）。③府議（県）・局長会議（仙台市）に関する資料。④交通安全協会に対する運転免許費の委託料（警察本部）。①以外は、ランキング調査としてははじめて請求されるものだ。③は政策形成過程の情報として対象にあげられたものだが、実質的な論議がなされる場ではないので、対象として妥当かどうかとの声もある。開示資料を見た上での判断が必要かも。警察を条例上の実施機関とする都道府県が増える中で、④の資料の開示度とその内容も注目される。発表は3月上～中旬の予定。

## 国体のあり方についての調査

仙台市民オンブズマン  
歯科医師 島 和雄

施設整備、大会運営等について、国体の簡素・効率化をはかる観点で、過去5年間の国体開催県市町村に対し、各地オンブズマン組織に協力を要請、アンケート調査を行った。

回収は神奈川・熊本・富山の3県だったが、開催地市町村の経費・人員などの負担に対し国・体協（日本体育協会・競技団体）からの応分の負担を求める声、設備・備品等の使い回しや既存施設の活用など、何れも貴重な意見が寄せられた。

今後、今後開催される県・県民の参考にすべく、宮城国体について同様の調査を行い、国・体協・開催地方公共団体の法（規則）的・構造的問題や運営上の問題等を明らかにし、纏めていく。

## 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク報告

仙台市民オンブズマン  
弁護士 十河 弘

第18回北海道・東北市民オンブズマンネットワークが、2001年9月29日、30日新潟において行われました。初日は元警察OBの市橋亮一氏、警察問題に詳しいジャーナリストの寺澤有氏、新潟県情報公開室室長の本間和明氏、仙台市民オンブズマンの代表齋藤拓生氏などがパネラーとなって、警察の不正経理、情報公開についてパネルディスカッションを行いました。不正経理の実態が市橋亮一氏から紹介され、寺澤有氏から「それゆえに警察での情報隠しが行われている」との指摘もなされました。2日目はネットワークの第18回例会が行われ、来年の全国大会（宇都宮）への援助、今後のネットワークとしての活動が議論され、役員改選（代表：井上博夫（岩手）、事務局長：十河弘（仙台））も行われました。次回のネットワークは2002年2月2日、3日、いわきにて開催される予定です。

## 第8回全国市民オンブズマン京都大会報告

仙台市民オンブズマン  
歯科医師 伊藤智恵

毎年夏に開催される全国大会ですが、今年は京都。参加したのは斎藤、高橋、庫山、日出、小野寺、十河諸氏とツアコンの伊藤十拓未です。夏の京都はしんどいやろうなあと覚悟はしていたものの、全国的な今年の酷暑、もうあかん、息もでけへんわ～という状態ありました。

会場は立命館大学以学館ホール。大会テーマが「公共事業は、うちらでしまつ」ですから、ゲストは当然のことのように田中康夫長野県知事です。話のうまさもさることながら、かいがいしく世話をする女性秘書（？）の存在に、もてる男性の姿というものも教えられました。



それにしてもこの全国大会、「全国各地からの新しい問題提起とすぐれた知恵と経験の交流の場」と位置付けられ、「これから市民オンブズマンの大活躍のスプリング・ボード」たれと祈念されていますが、そして、79もの団体が名を列ねていますが、しっかりした問題提起ができ、常に最先端を走っているのが、わが「仙台市民オンブズマン」ですね（自画自賛と笑わないでください）。県警不正経理、渡切費、高検・地検の調査活動費などなどへ新たなメスを入れている姿は、驚愕と賞賛をもって迎えられました。だから、庫山事務局長が「情報公開市民センターなどいらない」とポロッともらしても、だれも反論のしようがなかったのでしょうか。

今年は恒例の旅行も復活し、琵琶湖周辺（これは失敗）、京都のおいしいもん（大成功！）で、大いに飲みました。林立した80年代のワインボトルの本数が、オンブズマンのエネルギーの凄まじさを象徴していました。

来年はぜひ皆様もご参加ください。そして、さ来年の第10回記念大会につなげましょう。

# 裁 判 報 告

## 鉄管住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

違法なシェア協定（談合）によって、不当に高価な鉄管を購入させられたにもかかわらず、仙台市ガス局の事業管理者が購買業者である㈱ウボタに対し、損害賠償の請求をしないのは違法であるとして提起された住民訴訟において、原告はかねてから、宮城県の入札改善案のレベルに近い改善案を仙台市が導入したならば、訴えを取り下げるとの和解案を提示していた。これを受け、仙台市は平成13年9月に改善案を発表した。私達はこれを評価し、平成13年12月3日、訴訟を取り下げた。仙台市の入札改善策は、宮城県のレベルに達したものでないが、談合の根絶は、一つの訴訟のみによって達成されるものではなく、自治体とこれを後押しする市民のねばり強い闘いによって、少しずつ達成されるものである。そこで今回、仙台市がともにかくにも入札制度の改善に向けての努力を開始したことを評価し、訴訟を取り下げることにした。私達としては、今後ともあらゆる機会を通じ、自治体の尻をたたき、宮城県・仙台市などが全国のなかで最もすぐれた入札制度を導入するまで努力を続ける所存である。

## 農産加工施設への補助金返還請求訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 高橋輝雄

本件は、宮城県の農業振興補助金775万円が、佐々木久壽県議の妻が代表者となっている城内集落農業研究会という団体に交付されたが、その交付決定に違法があるので、同研究会、同県議、県知事は連帯して右金額を宮城県に返還せよとする住民訴訟です。

補助目的は、上記研究会が飼育した山羊乳を使用して、アイスクリームやチーズを製造販売する施設に交付するものとのことなのに、実際の建物の中心は、「童謡館」や「後援会事務所」や「宿泊施設」ではないか、それはおかしい、というものです。

また、今になってもチーズ製造はなされてません。

現在、1階ホール部分は客觀的にも音楽施設ではないか、そのような施設に補助金を交付したのは県知事の指揮監督義務違反ではないかなどを中心に主張のやりとりが進行中です。近く立証に入ります。

## 官遊地住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

水の森図書館用地、五輪の区画整理用地、地下鉄旭ヶ丘の駅前用地の三ヶ所の官遊地（土地開発公社に買い取らせ、長年引き取りもしないで放置している塩漬け土地）の住民訴訟は、引き取るか引き取らないかは仙台市の裁量であるとの裁量の壁を突破すべく、水の森の図書館用地に対象を絞ることにし、他の二ヶ所について訴訟を取り下げた。そして今回やっと被告から、なぜ水の森の図書館用地がこれまでまったく手をつけられずに来たのかという経過がつまびらかになった。次回までに、道路用地の買収のために必要もない土地を図書館用地として買ったため、手をつけることができなかったことを反論の形で提出し、次回いよいよ証人の採用となる予定である。

## 食糧費・旅費の返還を求める住民訴訟について

仙台市民オンブズマン  
弁護士 松澤陽明

宮城県警の平成6年、7年度の食糧費・旅費の使い方を問題にした二つの住民訴訟は、関係者の証人尋問が始まっています。食糧費返還訴訟では、10月に元の県警本部長ら2人が尋問され、12月にも新たに2人の尋問が予定されています。旅費返還訴訟では、2002年2月21日に当時の総務課長や会計課長と実際に出張したとされている課長補佐が尋問される予定です。

尋問が終われば、後は双方で最終的な準備書面を出して結審ですので、遅くとも6月頃には次々と判決が下されます。不正な使い方をされていた食糧費・旅費問題の清算を求める最後の訴訟ですので、御期待下さい。

## 医学研究費(仙台市・市立病院)住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 野呂圭

医学研究費の問題は、名目上補助金として支出されているこのお金が実質的には給与に他ならず給与条例主義に反するのではないかという問題です。医学研究費は条例ではなく交付要綱のみに基づいて支出されていますが、税法上給与所得と扱われていること、交付申請書は所定の交付手続きさえ踏めば皆同様（市立病院では役職に応じて一定額）に支給され、その支給額も研究課題とは関係なしに予め決

まっていることなどに鑑みれば給与の性質を有するものです。また、被告側は補助金としての適法性を主張しますが、宮城県では平成9年度以降は同様の制度を廃止しているなどの点に鑑みると、補助金の必要性・合理性があるのかも大いに疑問視されます。

## 宮城県教育委員会情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 齋藤拓生

この訴訟は、文部省からの委嘱事業費の不正使用についての会計検査院の検査過程で、宮城県教育委員会が会計検査院に提出した文書の公開を求めるものです。

宮城県教育委員会は、文書の公開によって、会計検査院の特別なノウハウが明らかになり、今後の検査業務に支障をきたすとして、公開を拒否しています。しかし、会計検査院の特別なノウハウの具体的な内容についての具体的な主張と立証は皆無です。

そのような抽象的理由で文書の非開示を容認することは、結局、情報公開条例の存在意義を否定することにはかならず、到底容認できません。

審理はすでに結審しており、本年12月14日午前1時10分に判決が言い渡されることになっております。情報公開推進の世論に即した、適切な判決を期待したいと思います。

## 県警食糧費・旅費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 齋藤拓生

この訴訟は、警察の予算執行関係に関する文書も県情報公開条例で公開の対象になる公文書であるとの仙台地裁判決に基づいて、浅野知事が行った非開示処分の取消しを求めるものです。

非開示とされた箇所は、多岐にわたっていますが、浅野知事は、要するに、警察が権力的機関であることから、当該部分の公開によって、警察を快く思わない者からの攻撃を受ける危険があるとの抽象的な主張の繰り返しに終始しています。

しかしながら、そのような主張は、仙台高裁平成13年6月28日県警食糧費情報公開訴訟控訴審の判決によって完全に克服されており、通用する余地はありません。

オンブズマンでは、裁判所に対し、早期に結審して、文書の全面公開を命ずるよう強く求めています。

## 県警報償費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 鈴木覚

被告からの準備書面に対して、反論の準備書面を提出致しました。被告は、報償費に関する文書を開示することに

より、およそ考えがたい事態を想定して、「公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある」と主張していますが、その主張自体、極めて抽象的で現実的でない主張であると言わざるを得ません。先日の仙台高裁判決における、「極めて観念的・抽象的な危惧」であり、「公共の安全と秩序に支障が生ずるおそれ」を何ら具体的に主張立証するものではないという判示内容がそのままあてはまると思われます。次回までにさらに被告から反論が出される予定です。

## 仙台高検・仙台地検調査活動費不開示処分取消訴訟

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士 坂野智憲

本年4月1日の情報公開法施行に伴い、仙台市民オンブズマンは直ちに仙台高検と仙台地検に対し平成10年度分の調査活動費に関する文書の公開を求めた。5月2日に開示決定されたが肝心の使途を示す支払明細書の支払明細欄及び受取人の領収書は全面非開示とされた。そこで本年6月1日右不開示処分の取消を求めて仙台地裁に提訴した。開示された支払明細書によれば仙台高検は平成10年度に960万円の調査活動費を支出しているが、毎月の受入金額と支払金額は全て一円単位まで一致し、使い切りとなっている。これだけの金額について支出予定額と実際の支出額が一円単位まで一致するなどということは常識では考えがたい。全面非開示をしているのは不正支出を隠蔽しようとの意図に基づくものとの疑惑を抱かざるを得ない。

## 東北公安調査局の調査活動費の支出に関する情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 十河弘

当オンブズマンは、平成13年7月25日、東北公安調査局の調査活動費の情報公開を求めて提訴しました。これは平成13年6月1日にほぼ全面不開示とされた調査活動費の支出に関する資料（平成11年度）の公開を求めるものです。調査活動費は情報提供者への謝礼等に充てられますが、今回一部開示された情報から、支出額の全部が使い切られていることが判明しています。性質上調査活動費が全部使い切られるのは不自然で、不正支出の疑いも濃厚です。オンブズマンはこの訴訟を通して適正な開示を求め、調査活動費の使途も検証していくつもりです。11月30日に被告から詳しい反論と書証が提出され、次回期日は12月17日（月）午後1時15分と指定されました。

「バルーン大会控訴審」は結審となり、平成14年2月14日（木）午後1時15分に判決が言い渡されます。「在外公館報償費（機密費）情報公開訴訟」で、被告側は不当にも本件を東京地裁へ移送するよう申立てを行なっています。オンブズマンは、高裁所在地での提訴を認めた情報公開法の骨抜きをはかるものとしてこれに強く反論し、裁判所の良識ある判断を求めています。

# 「仙台市民オンブズマン」の活動

2001.6.18~2001.12.14

- 6. 18 県警食糧費公判
  - 〃 東北郵政局渡切費支給文書開示
  - 〃 仙台国税局諸謝金（平成12年度）一部開示
- 19 県警捜査協力報償費一部開示（平成12年度）
- 20 市行政調査費関係文書一部開示
  - 〃 タイアップグループ打合せ
- 21 市行政調査費検討会
- 22~23 オンブズマン6月合宿例会



- 26 仙台太白倫理法人会モーニングセミナー
  - 〃 米山町風のシェーブル公判
  - 〃 バルーン大会控訴審公判
  - 〃 県警旅費住民訴訟検討会
- 28 県警食糧費控訴審判決・記者会見
- 29 県警報償費一部開示
  - 〃 入札制度改革についての質問書提出（対仙台市）
  - 〃 航空測量談合住民監査請求（県・仙台市）
  - 〃 医学研究費等住民監査請求意見陳述
- 7. 4 渡切費検討会
  - 〃 犯罪捜査協力報償費住民監査請求打合せ
  - 5 オンブズマン・タイアップの会計監査
  - 7 オンブズマン弁護団会議、オンブズマン・タイアップ総会、懇親会



- 10 圃場整備関係資料一部開示
  - 〃 県警犯罪統計等開示
  - 〃 国体チーム検討会

- 11 犯罪捜査協力報償費住民監査請求打合せ
- 12 県警旅費公判
- 13 土地改良不正支出関係文書開示
- 15 全国連絡会議拡大幹事会・専門委員会
- 16 報償費（機密費）不開示処分取消訴訟提訴



- 〃 高検情報公開公判
- 18 犯罪捜査協力報償費住民監査請求書提出
- 19 国費捜査費（11年度）一部開示
- 〃 行政調査費検討会
- 23 葉害タイアップ仙台支部例会
- 24 地検情報公開公判
- 〃 県警食糧費受取人情報開示
- 25 官遊地公判
- 〃 東北公安調査局調査活動費不開示処分取消訴訟提訴



- 〃 情報公開審査会意見陳述
- 〃 渡切費ヒヤリング
- 〃 行政調査費検討会
- 26 県警報償費情報公開公判
  - 〃 県警旅費・食糧費情報公開公判
- 27 国費捜査費（12年度）一部開示
- 30 地下鉄南北線関係文書一部開示
- 31 行政調査費住民監査請求書提出
- 8. 1 鋳鉄管公判
  - 〃 地下鉄東西線関係文書一部開示
- 4~5 第8回全国市民オンブズマン京都大会
- 7 タイアップ例会
- 8 医学研究費等住民訴訟提訴
- 8 大内元警視庁職員との懇談
- 9 岡田郵便局渡切費等開示
- 21 青森市住民グループ来所
  - 〃 政務調査費打合せ
- 22 土地改良区不正支出関係資料一部開示
  - 〃 オンブズマン支援企画V実行委員会

- 23 築館弁護団会議  
 27 政務調査費打合せ  
 28 米山・風のシェーブル公判  
 29 石巻市住民グループ来所  
 30 国体チーム検討会  
 // オンブズマン弁護団会議・8月例会  
**9. 2** 全国連絡会議拡大幹事会  
 3 政務調査費住民訴訟・市監査委員国賠訴訟提訴  
 4 県警機動隊旅費一部開示  
 6 米山町・風のシェーブル現地調査  
 // 県警食糧費証人尋問打ち合せ  
 7 文部省情報公開控訴審  
 // 石巻ルネッサンス館を考える市民集会  
**14** ホノルル総領事館渡切費調査  
 17 東北公安調査局情報公開公判  
 18 オンブズマン支援企画V実行委員会  
 20 米山町・風のシェーブル打ち合せ  
 24 青森市住民グループとの懇談（於青森）  
 25 地検情報公開公判  
 // 医学研究費（市）公判  
 // バルーン大会控訴審証人尋問  
 // 犯罪捜査協力報償費住民訴訟打合せ  
 // 米山町・風のシェーブル打ち合せ  
 26 官遊地公判  
 27 医学研究費等公判（市立病院）  
 // 県警旅費・食糧費情報公開公判  
 // オンブズマン9月例会  
 28 犯罪捜査報償費（平成9年度）一部開示  
**29~30** 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク新潟例会



- 10. 2** 米山町「風のシェーブル」公判  
 // オンブズマン支援企画実行委員会  
 3 検察庁「調査活動費」についての調査  
 4 県警食糧費住民訴訟打ち合せ（証人尋問の件）  
 9 オンブズマン支援企画実行委員会  
 15 高検情報公開公判  
 // 県警食糧費住民訴訟証人尋問  
 16 県教委情報公開公判  
 // タイアップ例会（オンブズマン支援企画実行委員会）  
**17** オンブズマン弁護団会議・10月例会  
 18 仙台自由ヶ丘郵便局等渡切費開示  
 19 国費捜査費（平成9年度）一部開示  
 // オンブズマン支援企画V「胡弓＆津軽三味線のタペ」  
 22 H Pの件で打ち合せ  
 25 政務調査費打ち合せ

- 27 H Pの件で打ち合せ  
 // 市民講座「情報公開法の使い方」  
 // 全国幹事会  
 29 政務調査費公判  
 // 地検情報公開打ち合せ  
 // 鑄鉄管弁論準備  
**30** 地検情報公開公判、「調査活動費」全国調査について記者会見  
**11. 1** 県警報償費、旅費・食糧費情報公開公判  
 // 県警旅費公判  
 // 岡田郵便局長等旅費開示  
 5 官遊地公判  
 // 政務調査費打ち合せ  
 9 行政調査費の使途に関する文書開示  
**12** オンブズマン弁護団会議・11月例会  
 13 米山町「風のシェーブル」公判  
 14 新潟万代島シンポジウム  
 15 医学研究費等（市立病院）公判打ち合せ  
 16 第6回情報公開度ランキング調査関係文書請求  
 // 石巻ルネッサンス館関係文書一部開示  
 19 高検情報公開公判  
 // 「官製談合」住民監査請求  
 20 情報公開学習会（利府）  
 // 行政調査費関係文書開示  
 22 会報「オンブズマン」発行打ち合せ  
 // バルーン大会公判  
 26 石巻ルネッサンス館打ち合せ  
 27 医学研究費（市）公判  
 // 県警犯罪捜査報償費公判  
 // 国費捜査費関係文書開示  
**12. 3** 鑄鉄管訴訟取り下げ  
 // 政務調査費打合せ  
 4 会報「オンブズマン」編集会議  
 // 情報公開度ランキング調査関係文書一部開示（県・県議会）  
 // タイアップ例会



支援企画の剩余金を、オンブズマンの十河さんに渡す佐川会長

- 5 情報公開度ランキング調査関係文書一部開示（仙台市・仙台市議会）  
 6 会報「オンブズマン」編集会議  
 // 県警食糧費弁護団会議  
 7 情報公開度ランキング調査関係文書一部開示（県警）  
 // 石巻ルネッサンス館を考える市民集会  
 11 市行政調査費経理要綱改正時（平成10年）説明資料開示  
 14 県教委情報公開訴訟控訴審判決  
 // 会報「オンブズマン」No15発行

# オンブズマン支援企画Ⅴ 胡弓＆津軽三味線の夕べ



## 「支援コンサートのお手伝いをして」

仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ 土方 順子

「オンブズマン支援のコンサートがあるので、そのお手伝いをしてきて下さい」と、初めて職場で告げられた時は、そのような厳かな印象のある場所に、私のような今年成人式を済ませたばかりの者が行って良いのだろうかと、とても不安に思ったことを今でも鮮明に覚えています。

そして、そんな感情を抱いていた時期からも、コンサートが終了した時期からも早いもので、既に1ヵ月以上の月日が流れましたが、改めてコンサートの時のことを思い返すと、今でも再びあの素晴らしい演奏が頭の中に蘇ります。

胡弓による演奏では、中国の伝統的な曲から、日本の馴染み深い曲まで様々な曲を聴くことができ、優しく切ない音色に心が安らいだような感覚を覚えました。

津軽三味線と和太鼓による演奏では、聴いているうちに楽しい気分になり、心が弾む様な感覚を覚え、日頃の疲れが吹き飛んだような感じさえし、良い音楽は、国境にも年代にも捕らわれることなく、聴く人全ての心に響くものだということを改めて感じることが出来ました。

とても緊張しましたが、演奏者に花束を渡すという大役まで頂けたのも、良い経験になり、お手伝いとして参加出来て光栄でした。

## 「第5回支援コンサート」を終えて

実行委員 三塚 芳徳  
(仙台市民オンブズマンタイアップグループ事務局次長)

この時期、タイアップグループが主催します「イベント」においては、例年どういう訳か、「秋の嵐」に遭遇します。

「大雨・強風」等など天は試練を与え続けてまいりました。むむ！これは「官」の怨念か？

戯言を言いつつ反省会上で「酒の肴」にしておりましたが、本年は、第5回と言う「節目」、また今春施行された「情報公開法」等、オンブズマンの「挑戦」に対してもはや「その手」は通用せず、「天」はやはり私達の味方をしてくれました。

今回の実行委員会には、「新年会」を通じて新しく入会された方々3名が積極的に参加していただきました。

松森のみなさん、そして土方さん、活発なご意見や行動に対して大変心強く「やり遂げる為」の勇気をいただきました。タイアップ主催の「イベント」に対して、本来「支援すべき」オンブズマンの方々に、今だ「チケット販売」等の面で、陰になり日向になり販売支援をいただいている事も事実で、本来の主旨「オンブズマンを癒すイベント」まで成り立っておりません。

何をするにしても一番の強敵は、おなじみのメンバー構団、いわゆる「マンネリ化」現象であります。

その意味で本来の実行委員会は、新メンバーの力も加わり成功の為の「緊張感」を持続できたことが大きな成果でした。

いついかなる時でも誰でも自由に、タイアップの行動にご参加下さい。

※三塚さんは、5月にアキレス腱を負傷。ギブスをはめながら暑い夏を過ごしました。今回オンブズマンの活躍を写した写真が少なかったのは、そのためです。

# ご協力に感謝します



仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ会長  
弁護士

## 佐川房子

タイアップの皆様、この一年間の御協力ありがとうございました。今年もタイアップの活動は一応の成果を挙げることができました。なかでも10月19日の「胡弓と津軽三味線の夕べ」は、これまでの演奏会のなかで最高の入場者数となり、タイアップの存在と活動を市民の皆様にも知っていただけた良い機会となつたと思います。この第五回の支援企画を是非来年度にもつなぎ、オンブズマンの財政基盤の充実とあわせてタイアップの活動の一端を、より多くの方々にも知っていただけるようにしたいものです。

タイアップの機関誌「竜の目」はお読みになりますか？ どんな記事が面白かったでしょうか。この会報はタイアップやオンブズマンの活動を理解していただくために発行されています。肩が凝らないように楽しく読めるように工夫されています。企画や記事についてご意見をお寄せ下さい。来年は皆様方からのユニークな記事がたくさん載ることを期待し

### 回文コーナー

回文士 法曹爽歩

★★★

- 今回も、田中真紀子外務大臣と小泉首相をテーマにします。なお、回文の記載内容と私自身の両者のへの思いは一致しませんので、念のためNo.1ないし3は回文句、No.4、5は回文短歌形式です。
- No.1○ 真紀子像 遺憾、案外 嘘こき魔 ○
- No.2○ 買う指輪 パカな田中は 詫び言うか ○  
『同じ物買ってないかい！ホントはあんが盗ったんじゃない』と言ったとか言わないとか。
- No.3○ 渡米欠くが 田中は彼方 開外へと ○  
アメリカに行か(せられ)ないまま国外に去ることになるかも
- No.4○ 出したいが 外相謀り 嘘う用意 ○  
そりやひよいかが 総理かばう由 如何いたした ○
- No.5○ 改革か 奇人小泉 日夜見や ○  
地に満つ遺恨 じき開外か ○  
これだけ不況が改善されないと恨みを持つ者も出てくる。

ております。

もう一つ私の願はもっと多くの方に定例会（偶数月の第一火曜日）に出席していただきたいということです。確かに会報などでも活動の様子は伺えますが、一度出席してみれば楽しい雰囲気がわかります。意見は言わなくても構わないので。会員間の交流を深めて下さい。今オンブズマンは多くの裁判を抱えています。裁判なんかしなくていいように行政の方で衿を正してくれるといいのですが…。この裁判の問題点なども例会でオンブズマンから解説してもらっています。

さて来年も楽しみながら無理のない範囲で支援活動をするという基本姿勢でいきたいと思っています。会員の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

## タイアップ2月例会・ オンブズマンとの合同新年会

2002年2月5日(火) 6:30～

仙台市シルバーセンター

第2研修室

仙台市青葉区花京院一丁目3-2

会費 3,000円

(飲み物、食べ物の差し入れ大歓迎)

なお、新入会員の方は会費は無料です。新しく誘える方がいらしたら、ぜひお誘い合わせて来て下さい。

## 会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい（振り込み用紙同封の方）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会員登録  
七十七銀行本店(普通) 6530010  
郵便局振込 02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

## 仙台市民オンブズマン

## タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随时発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

- 会計 1名、会計監事 2名  
(6) 役員会：必要に応じて開催する。  
(7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。  
(8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。